

適正な使用が確保されたと認められる場合は、この限りでない。	(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 ① 許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 ③ 期間 6か月以内。 ④ 区域 原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 網、わな又は手捕。 (6) 鵜飼漁業への利用 ① 許可対象者 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 鳥獣の種類・数 必要最小限。 ③ 期間 6か月以内。 ④ 区域 原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ① 許可対象者 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在ままで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。) ② 鳥獣の種類・数 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければならない場合を除く。) ③ 期間
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 ① 許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 ③ 期間 6ヶ月以内 ④ 区域 原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 網、わな又は手捕 (6) 鵜飼漁業への利用 ① 許可対象者 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 鳥獣の種類・数 必要最小限 ③ 期間 6ヶ月以内 ④ 区域 原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ① 許可対象者 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在ままで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。) ② 鳥獣の種類・数 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければならない場合を除く。) ③ 期間	じない等適正な使用が確保されたと認められる場合は、この限りでない。 (5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 ① 許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。 ③ 期間 6ヶ月以内 ④ 区域 原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 網、わな又は手捕 (6) 鵜飼漁業への利用 ① 許可対象者 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 鳥獣の種類・数 必要最小限 ③ 期間 6ヶ月以内 ④ 区域 原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ① 許可対象者 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在ままで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。) ② 鳥獣の種類・数 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければならない場合を除く。) ③ 期間

30日以内	30日以内
④ 区域 原則として、規則第7条第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	④ 区域 原則として、規則第7条第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び鳥獣保護事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。 1 特定猟具使用禁止区域 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。	(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 鳥獣保護事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。 1 特定猟具使用禁止区域 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。
(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している区域 (2) 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地) (3) わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となつていような空地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域 2 特定猟具使用制限区域 法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟	(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 (2) 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地) (3) わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となつていような空地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域 2 特定猟具使用制限区域 法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要ない区域について指定することができる。狩猟者として、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対しては、危険防止の観点から、必要に応じて、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

3 猟区

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている者又は狩猟者団体の技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

② 会費制等特定の者のみを利用するよう形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるように担保されるものであること。

③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に行われていること。

(2) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を進めるものとする。

第六 特定計画の作成に関する事項
鳥獣保護事業計画には、特定計画の作成に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る特定計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。

1 計画作成の目的

特定計画（以下第六において単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、科学的被害防除対策の保護管理を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2 対象鳥獣

具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要ない区域について指定することができる。狩猟者として、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対しては、危険防止の観点から、必要に応じて、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

3 猟区

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている者又は狩猟者団体の技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

② 会費制等特定の者のみを利用するよう形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるように担保されるものであること。

③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に行われていること。

(2) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を進めるものとする。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
鳥獣保護事業計画には、特定計画の作成に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る特定計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。

1 計画作成の目的

特定計画（以下第六において単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系の乱れを引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であつて、長期的な観測の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があるものと認められるものとする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であつても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた対象地域を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

5 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の実態にに応じた必要な事項を選択して設定するものとする。この場合、個体数又は生息密度に係る目標の設定は、大雪等の環境変動のリスクを見込んで設定する

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系の乱れを引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であつて、長期的な観測の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があるものと認められるものとする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であつても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた対象地域を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

5 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の実態にに応じた必要な事項を選択して設定するものとする。この場合、個体数又は生息密度に係る目標の設定は、大雪等の環境変動のリスクを見込んで設定する

ものとする。また、生息環境管理、被害防除対策について、地域の農林業等にも関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれに目標を設定するものとする。目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

6 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで関係主体が連携し、地域個体群の生息状況及び鳥獣の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれに適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組みものとする。

(1) 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整(推進又は抑制)による個体数管理(個体群の個体数、生息密度、分布域及び群構造等に関する管理)を行うものとする。

個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方を等を実施計画において明らかにするものとする。また、併せてこれらの個体数管理を実行する場合に必要なきめ細か

ないよう設定するものとする。また、生息環境管理、被害防除対策について、地域の農林業等にも関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれに目標を設定するものとする。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

6 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで関係主体が連携し、地域個体群の生息状況及び鳥獣の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれに適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組みものとする。

(1) 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整(推進又は抑制)による個体数管理(個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理)を行うものとする。

個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方を等を実施計画において明らかにするものとする。また、併せてこれらの個体数管理を実行する場合に

